

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 217 回国会法律案等 N A V I 「環境影響評価法改正案」
著者 / 所属	平田 知子 / 環境委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	474 号
刊行日	2025-4-14
頁	90-94
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

環境影響評価法改正案

1. 我が国における環境影響評価制度の概要

我が国における環境影響評価（以下「環境アセス」という。）制度は、発電所等13種類の事業のうち、環境への影響が著しいおそれがあるものについて、事業者自らが事業の実施前に、環境への影響を調査・予測・評価し、また、環境保全措置の検討をした上で、その結果を公表して、国、地方公共団体、国民の意見を聴き、それらの意見を踏まえ、環境保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていくものである。

その手続を定める環境影響評価法は、1997（平成9）年に制定され¹、1999（平成11）年に完全施行された。また、2011（平成23）年に、法の施行状況や社会情勢を踏まえ法改正が行われ、2013（平成25）年に完全施行された。

なお、対象事業については他の法律に基づく許認可等の手続を要する（例えば発電所の場合には電気事業法に基づく工事計画の認可）が、許認可等の審査に当たっては環境アセスを踏まえた環境保全への配慮の状況が考慮される。

（1）対象事業

環境影響評価法では、対象事業を、規模が大きく、環境影響に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、国が対象事業を所管する他の法律に基づき許認可等を行う13種類の事業種としており、必ず環境アセスを行う「第一種事業」とそれに準ずる規模であり環境アセス実施の可否を個別に判断する「第二種事業」に分類している（図表1参照）。

（2）手続の流れ

環境影響評価法の手続は図表2に示すとおり、概ね、①事業の位置・規模等の計画段階で環境への配慮を検討する「計画段階環境配慮書（配慮書）」、②第二種事業に係る判定（スクリーニング）、③事業特性、地域特性に応じて環境アセスの進め方を設計する「環境影響評価方法書（方法書）」（スコーピング）、④環境アセスの実施、⑤環境アセスの結果を取りまとめて検討する「環境影響評価準備書（準備書）」、⑥準備書に対する意見等を踏まえ環境アセスの結果を修正する「環境影響評価書（評価書）」、⑦対象事業の許認可等の審査等を通じた⑥の事業への反映、⑧事業の実施による環境への影響の事後調査等の結果に係る報告（報告書）に分けられる。

また、環境影響評価法は、審査プロセスにおける信頼性を確保する観点から第三者機関として、手続の各段階において、環境保全の見地から環境大臣も意見を述べることができ

¹ それ以前は、1984（昭和59）年に閣議決定された環境影響評価実施要綱を始めとする行政措置によって長く運用されていた。

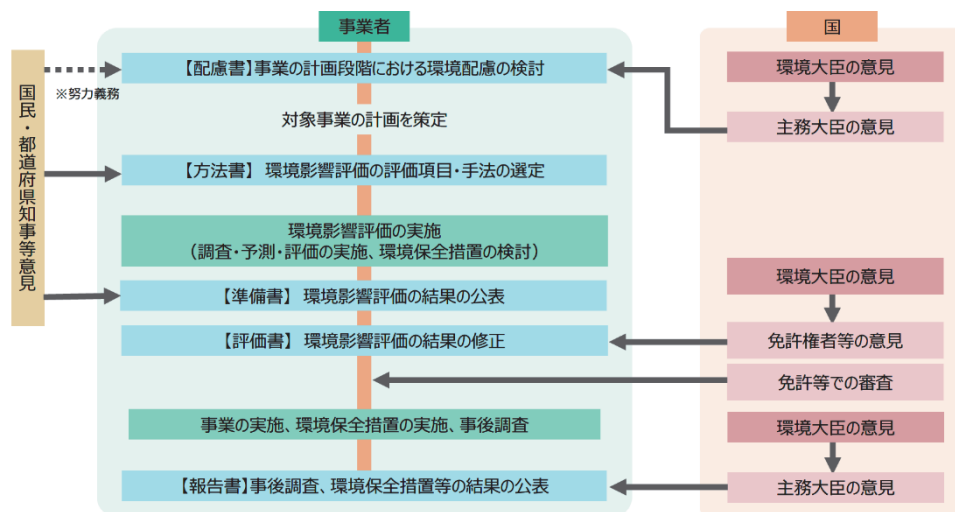
るものとされている。

図表 1 環境影響評価法の対象事業

環境影響評価法の対象事業		第一種事業 (必ずアセスを行う事業)	第二種事業 (アセスが必要かどうか個別に判断する事業)
1 道路	高速自動車国道	すべて	—
	首都高速道路など	4車線以上のもの	—
	一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
2 河川	林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
	ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
	放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道	新幹線鉄道	すべて	—
	鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km
4 飛行場		滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
	地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
	原子力発電所	すべて	—
	太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW～4万kW
	風力発電所	出力5万kW以上	出力37,500kW～5万kW
6 廃棄物最終処分場		面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓		面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業、9 新住宅市街地開発事業、10 工業団地造成事業 11 新都市基盤整備事業 12 流通業務団地造成事業 13 宅地の造成の事業 (住宅・都市基盤整備機構、地域振興整備公団)		面積100ha以上	面積75ha～100
○港湾計画		埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

(出所) 環境省資料

図表 2 環境アセス手続の流れ (発電所等を除く)



(出所) 環境省資料

2. 環境影響評価法改正案提出の経緯

ネット・ゼロとネイチャーポジティブの実現に向け、再生可能エネルギーに関しては、環境への適正な配慮を確保しつつ、地域との共生を図りながら、最大限の導入を図ることが必要となる。こうした中、風力発電は、更なる導入拡大が期待されることから、2023（令和5）年9月に環境大臣から中央環境審議会に対し、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について」の諮問がなされた。2024（令和6）年3月には風力発電事業のうち、洋

上風力発電に係る環境配慮の在り方について、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）」として取りまとめられた。同一次答申では、洋上風力発電に係る新たな環境配慮の制度を示す²とともに、風力発電全体に係る制度の在り方について結論を出すべく、陸上風力発電に関しても、検討を進める必要性がある旨の指摘もなされている。

また、前回の改正法の施行から10年が経過し、同法の附則に基づく環境アセス制度全体の見直し時期を迎えたことから、2024（令和6）年10月に環境大臣から中央環境審議会に対し、「今後の環境影響評価制度の在り方について」の諮問がなされた。

2024（令和6）年11月からは、改正法施行後10年の見直しと、積み残しの検討課題となっていた陸上風力発電に係る環境アセス制度の在り方を検討するため、中央環境審議会総合政策部会「環境影響評価制度小委員会」及び「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」が合同会議として開催され、審議が進められた。その後、パブリックコメントを経て、「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）及び風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」（以下「答申」という。）が、2025（令和7）年3月6日に環境大臣に対して答申された。

答申を踏まえ、環境影響評価法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、事業の位置や規模が大きく変わらない発電施設等の建替事業について配慮書手続の見直しを行うこと、環境アセス手続において事業者が作成した環境影響評価に係る書類の公開を環境大臣が行うこと等の措置を講ずること等を内容とする「環境影響評価法の一部を改正する法律案」（以下「本法律案」という。）が、2025（令和7）年3月11日に閣議決定され、同日、第217回国会に提出された。

3. 本法律案の概要

（1）建替事業を対象とした環境アセス手続の見直し

環境影響評価法の制定から四半世紀が経過し、環境アセス手続の対象となる工作物も建替えの時期を迎える事業（以下「建替事業」という。）が現れている。現行法は、事業の位置や規模が大きく変わらない建替事業に関する規定がなく、新規事業と同様の環境アセス手続を課している。

そこで、本法律案では、建替事業に際し、適正な環境配慮を維持しつつ、事業の特性を踏まえた効果的・効率的な環境アセス手続を実施するため、配慮書手続を見直し、事業の位置や規模が大きく変わらない建替事業に係る配慮書（以下「建替配慮書」という。）

図表 3 建替事業における配慮書への記載事項

	現行	改正後
事業概要	○必要	○必要
事業実施想定区域の選定に係る調査・予測・評価	○必要	×不要
工作物に係る環境配慮	○必要	◎必要 ※既存事業の環境影響を踏まえ、 具体的な環境配慮を記載
環境大臣意見の提出	○あり	○あり

（出所）環境省資料

² 一次答申等を踏まえ、第217回国会に再エネ海域利用法改正案（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案）が提出されている。同改正案では、領域及びEEZにおける洋上風力発電の促進区域等の指定に当たり、環境大臣が海洋環境調査を行うことにより、事業者の環境アセス手続の一部を適用除外することを盛り込んでいる。

の規定を新設し、事業実施想定区域の選定のための調査・予測・評価に係る事項に代えて、既存事業による環境影響に関する調査結果を踏まえた「環境の保全のための配慮の内容」を配慮書に記載することとしている（図表3参照）。

対象となる事業については、既存工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接区域に新設する第一種事業とし、同種の工作物及び近接区域については、政令でそれぞれ要件が定められる。

また、環境大臣等は、既存事業に伴う懸念事項も含め、建替配慮書に対する意見を述べるができることとされている。

なお、第二種事業については、建替配慮書についても事業者の任意となっている。

（２）環境アセス図書の継続公開

現行法に基づく、事業者による環境アセス手続で作成される図書³（以下「環境アセス図書」という。）の公表期間は概ね1か月程度であり、後続事業に係る効果的な環境アセスの実施や近傍の複数の事業による累積的な環境影響の評価に、既存の環境アセス図書の情報を十分に活用できていない状況である。

そこで、本法律案では、環境大臣は、公表された環境アセス図書をそれぞれ政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができるものとしている。

なお、あらかじめ、当該図書を作成した事業者の同意を得なければならないものとしている。

4. 主な課題

（１）建替事業における適切な環境配慮の確保

ア 建替配慮書の効果と課題

本法律案で創設される建替配慮書手続は、従来の配慮書の記載事項を一部簡略化するものであり、事業者の負担軽減や審査期間の短縮が期待される。また、陸上風力発電事業では、建替えに伴う風車の大型化による環境影響の増大、累積的な環境影響⁴も懸念されているが、本法律案では、建替事業を単に配慮書手続の適用除外とするのではなく、既存事業の事後調査や環境監視（モニタリング）をいかに建替配慮書の作成を義務付けており、新設の場合よりも容易に現地の環境情報を得ることができ、また、既存事業を踏まえて環境保全上配慮すべき事項を検討できるため、可能な限り早期の段階で環境保全の見地から事業計画の検討を行うとする配慮書の趣旨がいかされるものと考えられる。

一方、既存事業の事後調査については十分に実施されていないとの指摘もあることや、既存事業により既に開発が行われていることなどから、建替配慮書の審査が形式的とな

³ 計画段階環境配慮書（配慮書）、環境影響評価方法書（方法書）、環境影響評価準備書（準備書）、環境影響評価書（評価書）、報告書。

⁴ 単独の事業では環境影響が生じない場合であっても、複数の事業による環境影響の累積によって、影響が著しくなるおそれがある。建替事業に関しては、近接地における他の事業の立地等新設時とは周辺の事業実施状況が大きく異なっている可能性があることから、累積的な環境影響を考慮していく視点も重要となる。

らないか⁵が論点となる。また、既存事業開始以後の周囲の状況の変化、特に累積的な環境影響についてどの程度まで配慮すべきかなど、早期の段階であるからこそ環境保全の見地から検討可能な事項もある。このため、環境影響評価法に基づく環境大臣が定める配慮書手続に関する基本的事項や主務省令等で明確に指針を示していくことが重要である。

イ 対象事業に係る要件

簡略化が可能となる建替事業の具体的要件（工作物の規模及び既存工作物が設置されている区域からの距離に係る数値）は、政令で定めることとされている。環境省は、環境アセス手続途中での事業内容の修正等に関する要件⁶を参考にすることを想定しているが、例えば、火力発電においては、建替えに際し燃料の変更（例えば石炭から天然ガス）もあり得、その場合には、大幅な出力増加も見込まれる。答申においても、電力分野における技術革新の最新の動向にも留意し、具体的に検討する必要があると指摘されており、それぞれの事業特性に応じ適切に要件を設定することが必要である。

（２）公開された環境アセス図書の効果的な活用

本法律案は、環境大臣が一元的に環境アセス図書を公開する仕組みを制度的に確立するものであるが、環境省に環境影響評価情報センター（以下「情報センター」という。）のような組織を置き⁷、公開された情報を一元的に管理・分析していくことも考えられる。地方公共団体の制度に基づき作成される環境アセス図書⁸についても、情報センターで管理することにより、環境に関する国民的情報資産を有効に活用することが可能となる。

また、事業者が作成する環境アセス図書は、専門的用語が多く、一般市民にとっては難解なものや、必ずしも科学的とは言えないものが含まれているとの指摘もある。環境アセス図書を通じて関係者との適切なコミュニケーションが促進されるよう、情報センターの設置も含め、科学的かつ分かりやすい図書の作成、公開された図書の効果的な活用資する取組が求められる。

なお、環境アセス図書では機微に触れる情報も扱われているため、公開に当たっては、一般的には公開されていない希少種の詳細位置情報等の取扱いに留意する必要がある。

ひらた ともこ
(平田 知子・環境委員会調査室)

⁵ 現行の陸上風力発電事業に係る配慮書についても、事業の位置・規模等についての複数案の検討がなされていないこと、事業実施想定区域が絞り切れていないことなどから、環境面について形式的な審査にとどまっているとの指摘がある。この点答申では、いわゆる位置・規模のみなし複数案の設定が主流になっていることを踏まえ、配慮書手続をより効果的に機能させるため、適切な複数案の考え方等に関する検討を進めていくこととしている。

⁶ 例えば、再手続等を不要とする軽微な変更等の要件として、発電所又は発電設備の出力が10%以上増加しないこと、対象事業実施区域から300m以上離れた区域とならないことなどが示されている。なお、環境省「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」（令和2年4月）においても、同様の数値をリプレース（建替え）の範囲としている。

⁷ 環境アセスメント学会「環境アセスメント図書の制度的公開について（提言）」（令5.5.8）

⁸ 地方公共団体では、8都府県・13市において、事業者の許諾を得た上で、法律又は条例に基づき作成された環境アセス図書の継続公開が行われている。